

対象：総合設計や再開発等促進区などの都市開発諸制度や、都市再生特別地区等を適用する建築物（東京都景観条例 第2条第2項口）

○ 大規模建築物等の景観形成基準に夜間照明に関する事項を追加

現行の配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩、公開空地・外構などの基準に夜間照明を追加

- 広場などの公開空地や歩行者通路などパブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。
- 照明の目的と周辺の照明環境に応じて、光の品質7原則(※)を踏まえた照明により、光の質の向上を図る。
- 敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木など、夜間の景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップ施設がある場合は相互関係に配慮する。
- 間接照明の使用など光と影を効果的に用い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。
- 建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。（地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。）
- 省エネルギーに配慮するため、LED照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用するとともに、太陽光など自然エネルギーの活用を検討する。
- 屋外広告物は、不快なまぶしさを生じさせない。

光の品質7原則(※)

- ・快適な陰影
- ・適正な色温度対比
- ・グレアフリー
- ・鉛直面の明るさ
- ・演色性への配慮
- ・高効率照明器具
- ・オペレーション

※「夜間照明の手引き」の作成を検討
照明計画にあたっての留意事項などを
光の7原則等を用いて解説

【事前協議の際に添付を求める図書】

- ・夜間の照明計画の考え方
- ・景観要素別の照明計画
公開空地等のパブリックスペース、建物(低層・中層・高層部)、樹木など
- ・主要な視点場から、夜間景観のシミュレーション

○ デザイン協議に、夜間照明の専門家を追加

対象：皇居周辺景観誘導区域（≡「公共施設等のライトアップ基本方針」の重点エリア）
都市再生特別地区案件